

令和元年六月二十一日提出
質問第二七五号

地域おこし協力隊に関する質問主意書

提出者 岡本あき子

地域おこし協力隊に関する質問主意書

二〇一九年六月十二日、「農業で住みます芸人」として活動していたタレントが、法令違反行為のため活動を停止する旨の報道があった。当該芸人の活動は、総務省の地域おこし協力隊制度を地方自治体が活用して実施していることによるものと承知している。「農業で住みます芸人」を含め「住みます芸人」活動と、関連する政府ならびに地方自治体の制度について、以下質問する。

一 吉本興業株式会社、株式会社よしもとクリエイティブ・エンジーが行っている全国の「住みます芸人」を派遣する制度で、二〇一八年度において、地域おこし協力隊、その他、政府、地方自治体の補助金等を活用している事例は何件で、総額いくらの税金が投入されるのか、政府の見解を伺う。

二 地域おこし協力隊の参加スタート隊員数に対する任期满了数及び任期满了率、参加スタート隊員数に対する満了後の地元定着率について、過去三ヶ年分を伺い、政府の所見を問う。

三 地域おこし協力隊の隊員の活動に要する経費（一人当たり上限四〇〇万円）は、確実に本人に全額わたっているのか。その検証はされているのか。全額わたっていないければ、制度の誤った利用だと考えるが、政府の見解はいかがか。

四 地域おこし協力隊制度で、各種コーディネートを実施するNPO法人等の等に、株式会社が含まれるのか。ここに吉本興業株式会社、またはそのグループ会社が含まれているのか。政府の見解を伺う。
右質問する。